会議録

会議の名称	第6回座間市空き家等対策協議会
開催日時	令和6年2月27日(火) 14時00分~15時15分
開催場所	座間市役所 4-3会議室
出席者	市長、後藤委員、井上委員、今西委員、古谷委員、加藤委員、 島村委員、伊藤委員、湯浅委員、佐藤委員(代理 橋尾氏)
事務局	都市部 松尾部長 都市部都市整備課 本多課長、小山担当課長、小西係長、落合主査、 矢部技師補
会議の公開可否	□公開 □一部公開 ☑非公開 傍聴人数 0人
非公開又は一部 公開とした理由	会議の内容に個人情報等非公開情報が含まれるため
議題	1 管理不全空家・特定空家の認定について2 空家特措法の改正に伴う「空家等管理活用支援法人」
資料の名称	 特定空家等判定票及び写真帳(3件) 空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱
会議の内容	
事務局	これより、第6回座間市空き家等対策協議会を開催します。
	本協議会は、議題内容に非公開情報が含まれているため、座間市市民参
	加推進条例第12条の規定により、非公開となっております
	それでは、資料の確認をいたします。
	(資料確認)
	次に協議会の成立についてですが、協議会委員10名のうち、本日の出
	席者が10名であることから、過半数を超えているため、座間市空き家
	等対策協議会規則第5条第2項に規定のとおり、本会議は成立してい
	ることを報告いたします。
	それでは、各委員の皆様から一言ずつ自己紹介をお願いします。
委員	(各委員より自己紹介)
事務局	次に事務局職員を紹介します。
	(事務局職員の紹介)
	それでは、議事に入らせていただきます。
	次第2「会長及び副会長あいさつ」ですが、前回の協議会で会長に後藤
	委員、副会長に今西委員を選出していただきました。今回の協議会でも

引き続きお願いしたいと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

委 員

異議なし。

事務局

それでは、会長は後藤委員、副会長は今西委員に決定します。

改めて、会長及び副会長として、ご挨拶いただけますでしょうか。

会 長

(会長挨拶)

副会長

(副会長挨拶)

事務局

これより協議会規則第5条第1項の規定により、会長が議長になりますので、これより先の議事進行は会長にお願いします

会 長

それでは、次第3「議題」に入らせていただきます。

議題1について、事務局より説明をお願いします。

事務局

状態が悪く、所有者等が対応していただけない空家(Dランク相当)について、国土交通省ガイドラインに準拠して作成した判定票を用いて、市職員2名で現地調査を行いました。調査の結果、特定空家等の疑いがある空家が3件あり、本協議会で協議の上、特定空家等への認定を委ねます。認定については、協議会規則第5条第3項に規定のとおりとします。

それでは、特定空家等の疑いがある空家について、説明します。

(各空家について、判定票及び写真を用いて、説明)

会 長

ご意見やご質問ありますでしょうか。

委員

所有者等への対応履歴の説明をお願いします。

事務局

(各空家について、対応履歴を説明)

会 長

各空家(3件)について、特定空家等に該当するものとして、よろしいでしょうか。

委員

異議なし。

会 長

それでは、各空家(3件)について、特定空家等に該当するものとします。

事務局

特定空家等に該当すると判定された3件の空家については、これから 特定空家等として助言及び指導を行います。それでも、改善が見られな い場合は、勧告を行い、その時点で固定資産税の住宅用特例が解除され る流れとなります。

会 長

それでは、議題2について、事務局より説明をお願いします。

事務局

令和5年12月13日に空家等対策の推進に関する特別措置法の一部 が改正され、新たに空家等管理活用支援法人の制度が創設されました。 この制度により、民間法人が公的立場から活動しやすい環境が整備さ れ、民間法人が市長村の補完的な役割を果たすことが出来ます。座間市ではこの制度を活用していくこととし、事務取扱要綱を新たに策定しました。支援法人の業務は空家特措法第24条に規定する業務を行っていくこととなります。座間市では来年度より指定を進め、活用していく予定です。

会 長

ご意見やご質問ありますでしょうか。

委員

制度については、是非活用していった方がいいと思う。

自治会内では、空家マップを作成していて、所有者の連絡先も共有している。マップの活用により、問題を未然に防いだケースもあり、徐々に認知され始めている状態である。その影響で、利用できる空家を探している方からの相談もあり、支援法人を活用して、空家のマッチング制度を創設していただきたい。

事務局

市では、状態の悪い空家(C、Dランク)を優先的に市職員で対応している状態だが、今後は状態が良く利活用が見込める空家(A、Bランク)については、支援法人を活用して対応していきたいと考えています。

委員

支援法人について、想定している団体等はあるのか。

事務局

現在、NPO法人と不動産業者からの問い合わせがあります。座間市では、空家特措法第24条に規定する業務の全てをひとつの支援法人に行っていただくのではなく、24条に規定する業務のうちいずれかでも専門的に行っていただける法人であれば、指定していきたいと考えています。そのため現在は、指定を希望する法人と協議を重ねて、どの業務を行っていただくか検討している状況です。

委員

神奈川県内でも、空家バンクや空家の再生について、自治体が補助金を交付し、空家対策を進めている市町村がいくつかある。しかし、空家問題の中で一番の問題となっているのが、相続に関することで、相続問題を解決しなければ、自治体が進めている事業へ展開することが出来ない。相続については、家族間での問題となり、自治体として、直接対応するのは難しい状態であるので、支援法人を活用して、第3者がサポートできる体制を整備することも有益だと考える。

会 長事 務 局

それでは、次第4「その他」について、事務局より説明をお願いします。 それでは、来年度の協議会について、説明させていただきます。

来年度の協議会は令和6年11月頃と令和7年2月頃を予定しています。今回の協議会で認定された特定空家等について、助言及び指導を行い、それでも対応されない場合は、勧告することとなります。勧告内容

や今後の対応方法について、次回の協議会で協議させていただきたいと考えています。また、令和7年2月頃の協議会では、新たな特定空家等及び管理不全空家等の認定を今回の協議会と同様に協議させていただきたいと考えております。
会長 全ての議事が終了いたしましたので、議事を事務局にお返しします。
事務局 皆様、お疲れ様でした。
以上をもちまして、第6回座間市空き家等対策協議会を閉会させていただきます。